

別記様式四（第二十二条関係）（令三十四令二〇・令三十四令一〇・一様式四）

名称			
原料玄米	産地	品種	産年
	使用割合		
内容量			
精米時期			
販売者			

備考

- 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」と表示することができる。
- 2 産地、品種又は産年を表示しないものにある場合は、この様式中その事項を省略することができる。
- 3 産年及び精米時期をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の産年及び精米時期の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
- 4 単一原料米にあっては、使用割合の事項を削除する。
- 5 玄米にあっては、この様式中「精米時期」を「調製時期」とする。
- 6 輸入品にあって、調製時期又は精米時期が明らかでないものにある場合は、この様式中「調製時期」又は「精米時期」を「輸入時期」とする。
- 7 表示を行う者が精米工場である場合にあっては、この様式中「販売者」を「精米工場」とする。
- 8 この様式は、縦書とすることができる。
- 9 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 10 消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。